

社会福祉法人きぬがさ福社会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 9月 1日～ 令和11年 8月 31日までの 5年間
2. 内容

目標1：男性職員の育児休業を取得促進するための措置の実施

<対策>

- 令和6年 9月～ 子育て世代の男性職員へヒヤリング
- 令和7年 1月～ 相談窓口について職員への周知及び育児休業に関する制度及び取得促進に関する方針の周知
- 令和7年度～ 前年度のヒヤリング・相談内容を集約、改善項目について管理職会議等で検討を行う。
以後、毎年度検討

目標2：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 令和6年 9月～ 職員会議等でのヒヤリング、検討開始
- 令和7年 1月～ 管理職会議等にて再雇用制度の検討
- 令和7年度～ 再雇用制度の導入
以後、出産・子育てを理由として退職する者に対し、再雇用制度の周知を行う
- 令和8年度～ 前年度の再雇用状況を確認、管理職会議等で検討を行う。
以後、毎年度検討